

かさい『ミライナカ』くらしラボ 規約

(名称)

第1条 本会は、「かさい『ミライナカ』くらしラボ」(以下「本組織」という。)と称する。

(目的)

第2条 本組織は、デジタル技術を活用した「人が中心の持続可能な協創のまち」の実現を目指して、加西市を舞台に、公民が連携・協創のもと最新のデジタル技術を効果的に活用することにより、地域課題を解決するとともに、活力ある豊かな市民生活を実感できる、田舎だけれど最先端のまち「ミライナカ」を具体化することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本組織は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) デジタル技術を活用し、地域の課題解決を図るための、調査研究・実証に関する事業
- (2) 地域の企業・団体・市民などのデジタル化を促進するための、人材育成及び交流に関する事業
- (3) 活動を情報発信しデータ利活用を普及するための、広報及び管理運営に関する事業
- (4) その他、本組織の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本組織は、本組織の目的に賛同する企業、団体、大学等及び個人(以下「会員」という。)で組織する。

2 本組織は、次の会員をもって構成する。

- (1) 協創会員
地域課題解決を目指す事業提案等、本組織の目的実現のため主体的な活動を行う会員
- (2) 普通会員
本組織の目的に賛同する会員

(会員資格)

第5条 本組織の会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより入会の申込をしなければならない。

2 協創会員として入会しようとする者は、前項の申込に加え、幹事会の承認を得なければならない。

(経費)

第6条 本組織の事業活動に必要な経費は、会員の納入する会費、受益者負担金、分担金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協創会員、普通会员の会費については別に定める。

3 会員のうち、大学等の教育機関、国及び地方公共団体、その他本組織が特に公益性が高いと認める団体は、会費を免除する。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。

(会員の除名)

第8条 会員が、次のいずれかに該当したときは、その会員を除名することができる。

- (1) 本組織の名誉を毀損し、若しくは本組織の目的に反する行為をしたとき
- (2) 反社会的勢力との関係があると認められるとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(役員を設置)

第9条 本組織は、役員として、会長1名、会計監事1名及び幹事を置く。

2 役員任期は2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了の後も後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員職務)

第10条 会長は、本組織を代表し、その業務を統括する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長の指名する会員がその職務を代理する。

3 会計監事は、本組織の業務執行の状況を監査する。

4 幹事は、本組織の業務を審議し執行する。

(役員等の選任)

第11条 会長、会計監事及び幹事は、協創会員の中から総会の議決により選任する。

2 会長は、本組織にアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第12条 本組織の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、定時総会として毎事業年度開始から3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

3 総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) その他本組織に関する重要な事項

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長をもって充てる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、協創会員の1会員につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、議決権を有する会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第18条 総会の議事は、議事録を作成し記録しなければならない。

(幹事会)

第19条 本組織の事業の円滑な推進を図るため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、協創会員の企業等に属する者の中から選任された幹事をもって組織し、必要に応じて代表幹事が招集し主宰する。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、総会に付すべき事項のほか、本組織の業務の推進に必要な事項を協議し決定する。

5 幹事会の運営について必要な事項は別に定める。

(部会等)

第20条 活動の専門的な事項を検討するため、本組織に必要なに応じ部会又はワーキンググループ（以下「部会等」という。）を設置することができる。

2 部会等は、協創会員の企業等に属する者が設置を提案でき、会員の企業等に属する者で構成することができる。

3 部会等の設置は、幹事会において承認する。

4 部会等の構成及び運営について必要な事項は別に定める。

(事業年度)

第21条 本組織の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(秘密保持)

第22条 会員は、本組織の活動において生みだされたノウハウや知見等又は他の会員に関する一切の事項を、本組織や当該会員の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(事務局)

第23条 本組織の事務を処理するため、会長の属する組織に事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、本組織の運営に必要な事項は、幹事会の協議を経て会長が別に定める。

附則

1 この規約は、2026年2月19日から施行する。

2 設立当初の事業年度は、第21条の規定に関わらず、設立の日から2027年3月31日までとする。